

盛岡市上下水道局告示第5号

公共下水道の終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により次のとおり告示する。なお、その関係図面は、盛岡市上下水道局上下水道部下水道整備課に備えておいて縦覧に供する。

令和8年3月31日

盛岡市上下水道事業管理者 長 澤 秀 則



- 1 公共下水道の終末処理場による下水の処理を開始する年月日 令和8年4月1日
- 2 公共下水道の終末処理場により下水を処理する区域及び供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別

区 域	分流式又は合流式の別
黒川4地割、黒川8地割、黒川9地割、手代森17地割、芋田字武道、渋民字岩鼻、渋民字鶴飼、上厨川字横沼、津志田南三丁目、下鹿妻字北、津志田5地割、津志田6地割、西見前3地割、西見前8地割、西見前18地割、東中野字金勢前、東見前8地割、向中野字東道明、向中野字幅の各一部	分流式

- 3 供用を開始する排水施設の位置 別紙図面のとおりに。
- 4 下水の処理を開始する公共下水道を接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 位置 盛岡市東見前3地割10番地2
 - (2) 名称 都南浄化センター